

## 2第1号陳情 東大和市手話言語条例に関する陳情

受理年月日 令和2年2月13日

陳情者

[Redacted Name]  
[Redacted Address]  
[Redacted City]  
[Redacted Street]  
[Redacted City]  
[Redacted Street]  
[Redacted City]  
[Redacted Street]  
[Redacted City]  
[Redacted Street]

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

「(仮称) 東大和市手話言語条例」を制定してください。

陳情理由

2006年12月13日に国連総会にて「障害者の権利に関する条約」が採択されました。日本も2014年1月20日に批准しました。この条約によって「手話は言語」と明確に位置づけられました。

手話言語法を制定する国が相次ぐ中、日本国内でも地方自治体による手話言語条例制定の動きが盛んになってきています。2020年1月29日現在、27道府県8区221市44町1村が制定し、施行しています。

東京都でも8区が制定し、他地域も水面下での動きが活発になっていると聞いております。

東大和市でも、市からの受託事業として手話講習会を毎年開いて手話を市民に広めています。また、手話を知らない方にも聞こえない人のことを知ってもらえるように「音のない世界を知ろう」学習会も行っていました。

東大和市も今こそ手話言語条例を制定すべき時期にきていると思っております。

ぜひ、手話は聴覚障害者にとって大切な言語であることを知っていただき、市内の

全ての聞こえない人が安心して暮らせるまちにしていくためにも、手話言語条例を制定してください。